

新・日本史入門 近代から現代へ (第5回) 2011年3月5日
敗戦と戦後復興

1, 占領と民主化 →米の極東戦略

戦後世界の開始とアジア

国際平和へー国際連合の設置

国際通貨基金 (IMF) と国際復興開発銀行 (世界銀行)

民族独立運動ーインドネシア: スカルノ、ヴェトナム: ホー・チ・ミン

朝鮮: 米ソ軍の進駐 (38度線)

日本の占領と東京裁判

1945/8/30 降伏文書の調印

連合国の占領機構

【史料1】

対日理事会とGHQー間接統治ー実際は米による「単独支配」ー米の「対日政策」

1946/5 ー極東国際軍事裁判→A級戦犯=28名、7名死刑、B・C級戦犯裁判

対日占領政策の展開=初期の占領政策: 非軍事化と民主化

1945/10、GHQ: 五大改革指令=女性の解放、労働組合結成の奨励

・学校教育の民主化・専制政治の撤廃・経済機構の民主化

1946/1 天皇の人間宣言

【史料2】←皇室財産の凍結・国家と神道の分離

政党の復活→公職追放 (戦争協力)

1946/4 総選挙=20歳以上の男女に選挙権

民主化の波と2・1ゼネスト

日本農民組合・部落解放全国委員会・総同盟・産別会議→労働運動の盛り上がり

1947/2/1: ゼネストを計画→GHQの介入ー総選挙の実施

社会主義政党内閣 (片山哲) の誕生→昭電疑獄事件→吉田内閣

2, 日本国憲法と戦後改革

日本国憲法の制定 →三原則 *主権在民 *平和主義 *人権尊重 【史料3】

1945/10 GHQ: 憲法改正を指示ー翌年2月、試案完成→マッカーサー拒否

マッカーサー草案→部分修正されて、1947/11/3 公布、48/5/3 施行

農地改革と財閥解体

農地改革 (第一次、第二次) = 寄生地主制の廃止、小作農民の自立 【史料4】

財閥解体=4大財閥+23の財閥←銀行は残された

労働改革と教育の民主化

労働組合法 (1945/12)、労働関係調整法 (1946/9)、労働基準法 (1947/4)

アメリカ教育使節団の来日、

教育刷新委員会 (1946/8): 学校教育法【史料5】・教育基本法・教育委員会 (公選制)

3, 国民生活の復興

復員と引揚げ・戦災孤児・傷痍軍人・バラック・買出し・闇市・「尋ね人の時間」など

ラジオ放送・スポーツ よみがえる文化と学術

4, 対日政策の転換と朝鮮戦争 ←社会主義の脅威 (ソ連・北朝鮮・中国・ベトナム)

冷戦の始まりと占領政策の転換 米－資本主義国とソ連－社会主義国との対立

トルーマン・ドクトリン：トルコとギリシャの援助

マーシャル・プラン：ヨーロッパの軍備増強と経済復興←→コメコン（ソ連と東欧）

影響→独：ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国

朝鮮：大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国 中国：中華人民共和国と台湾

中華人民共和国の樹立→米の占領政策の転換

＝安定した資本主義体制へ（反共の防壁） 【史料 9】

政令 201 号（公務員の争議権の否定）と経済安定 9 原則の実施を命令 【史料 10】

ドッジラインと占領政策の変更

ジョセフ・ドッジの来日－経済安定 9 原則の実施（ドッジライン）－1 ドル 3 6 0 円

シャープ勧告－課税の強化と法人税の軽減→企業倒産と失業者－不況→反対運動

下山事件・三鷹事件・松川事件（1949）＋レッドパージ（1950）→反対運動の挫折

朝鮮戦争と再軍備－朝鮮戦争の勃発（1950/6）

派遣された占領軍の穴を埋める→警察予備隊の設立と海上保安庁の増員←批判の声

経済的には「特需」－アメリカ軍への物資・サービス調達需要→再軍備への期待

5, 講和・独立から国際社会への復帰

講和条約と日米安保条約 【史料 6・7】

米－日本の独立→講和条約の締結へ－単独講和と安全保障条約－米軍の駐留を意図

ソ連・中国、東欧諸国の反対 国内でも「全面講和」を求める運動

サンフランシスコ講和条約（1951/9）、連合 48 カ国と調印

日米安保条約も－基地の無償提供と防衛分担金 内容は「日米行政協定」で決定

国内体制の再編

破壊活動防止法 警察予備隊→保安隊・海上警備隊（1952）→自衛隊（1954）

相互防衛援助協定－日本の防衛力増強のための兵器援助

基地反対闘争－米軍による基地拡張要求→大規模な反対運動

石川県内灘試射場・北富士演習場・立川砂川の基地拡張・沖縄伊江島など

吉田内閣：ゆるやかな再軍備→鳩山一郎ら＝憲法改正と再軍備を主張－日本民主党へ

5 5 年体制と国際社会への復帰

憲法改正の動き 社会党の統一←→保守合同－自由民主党＝5 5 年体制

日ソ国交回復（1956 年）【史料 8】・国連加盟 ビルマ・フィリピンと国交回復

周恩来（中国）とネール（インド）－平和五原則

アジア・アフリカ会議（1955）－バンドン十原則＝非同盟・中立の第三世界

日本：第五福竜丸の被爆→原水爆禁止署名運動－第一回原水爆禁止世界大会（広島）

岸内閣の成立 アジアとの協調と経済的進出の足がかり

平和運動と反基地闘争の弾圧－教育委員会の公選制から任命制、勤務評定制度など

安保反対運動－安保改定阻止国民会議

6, 経済の復興と発展 1956 年の『経済白書』－「もはや戦後ではない」 【史料 11】

→高度経済成長政策

東南アジアへの賠償事業－日本の大企業が請け負う→東南アジア進出の足がかり

テレビの誕生（1953 年） 「三種の神器」＝テレビ・洗濯機・冷蔵庫

【史料1】アメリカの対日方針

一 軍事占領 ……占領軍ハ米國ノ任命スル最高司令官ノ指揮下ニ在ルモノトス。協議及適當ナル諮問機關ノ設置ニ依リ、主要連合國ヲ満足セシムベキ……有ラユル努力ヲ尽スベキモ、主要連合國ニ意見ノ不一致ヲ生ジタル場合ニ於テハ、米國ノ政策ニ從フモノトス。

二 日本國政府トノ關係 天皇及日本國政府ノ權限ハ……一切ノ權力ヲ有スル。司令官ニ從屬スルモノトス。……日本國政府ハ、最高司令官ノ指示ノ下ニ國內行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ。……右方針ハ日本國ニ於ケル現存ノ政治形態ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニ非ズ。

【史料2】

天皇の人間宣言
 惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ、詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分クシテ欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

新憲法の制定

日本國民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

(日本国憲法前文)

【史料3】

【史料4】

第一次・二次改革の比較

	第一次	第二次
不在地主保有認めず	保有認めず	保有認めず
在村地主保有限度 平均五町歩	内地一町歩	
自小作地保有限度 なし	内地三町歩	
譲渡方式 地主・小作間の協議	国家買収、小作へ売渡	
農地委員 地主・自作会の構成・小作各五	地主三・自作二・小作一	
小作料金納	金納最高限度 田二五%	

農地改革の進展

年次	1938	1949
面積	自作地 (%) 322 (53.2)	431 (87)
	小作地 (%) 284 (46.8)	64 (13)
戸数	自作農 30%	56%
	自小作 44%	36%
	小作農 26%	8%

【史料5】

教育基本法(抄)(昭二二、法二五)

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第三条(教育の機会均等) ①すべて國民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第八条(政治教育) ①良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又これに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【史料6】

サンフランシスコ平和条約

第一章 平和

第一条(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は日本国及びその領水^{りやうすい}に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島^{さいしゅうじま}、巨文島^{こぶんじま}及び鬱陵島^{うつりやうじま}を含む朝鮮に対するすべての権利、権原^{けんげん}及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島^{へいこしよ}に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島^{ちんしよれつじま}並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太^{かほくたい}の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球^{りゅうきゅう}、諸島及び大東諸島を含む)、孺婦岩^{にょふいわ}の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島^{みなかりしま}を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度^{しんたくしゆちいど}の下におくこととする。合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政・立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第三章 安全

第六条(a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に日本国から撤退しなければならぬ。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された……協定に基づく……外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。

【史料7】

日米安全保障条約

第一条 平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍空軍、及び海軍を日本国及びその附近に配備する権利を、日本国は許し、アメリカ合衆国はこれを受諾する。この軍隊は極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆^{きょうさう}又は干渉によって引き起された、日本国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧するため、日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

(日本とソヴェト社会主義共和国連邦との共同宣言)

一、日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との間の戦争状態^{せんそうじたい}は、この宣言^{せんげん}が効力を生ずる日に終了し、両国^{りやうこく}の間に平和及び友好善隣^{ぜんりん}関係が回復される。

二、日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。

四、ソヴェト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入^{かにん}に関する日本国の申請を支持するものとする。

六、ソヴェト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。

九、日本国及びソヴェト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結^{てんけつ}に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴェト社会主義共和国は日本国の要望に答え、かつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島^{はまぶらぐんじま}および色丹島^{いろはじま}を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に、現実^{げんじつ}に引き渡されるものとする。

【史料8】

●ロイヤル陸軍長官演説「日本を全体主義の防壁へ」
 一九四八（昭和二十三）年一月六日、サンフランシスコでの演説。大統領はトルーマン
 時事年鑑
 時事通信社発行。一九四九（昭和二十四）年版

●ロイヤル陸軍長官演説「日本を全体主義の防壁へ」
 1、日本の降伏直後闡明されたアメリカの政策の目的の背後にある考えは、将来の日本の侵略防止——非武装化による直接の防止と、再び侵略戦争の精神を發展せしめることのないような性質の政府を樹立することによる間接の防止であった。……
 2、爾来世界の政治と経済に、国防上の諸問題と人道的考えに新たな事情が生じた。アメリカの今後の方針を決定するに当って、いまやこれらの変化を十分考慮にいれなければならない。
 3、占領の政策面における責任を分担する陸軍省および国務省は、政治的安定の維持と将来とも自由な政局を継承せしめるために、健全にして自立的な経済がなければならぬことを知っている。アメリカは占領地域に対する救済資金に年々数億ドルの負担をいつまでも継続できず、被占領国が自国の生産と輸出品をもっておのが必要とするものに支払い得るときはじめてかかる援助を後顧の憂いなく停止しうる。
 4、……アメリカは日本に十分自立しうる程度に強力にして安定せると同時に、今後東亜に生ずるかもし知れぬ新たな全体主義的戦争の脅威に対する妨害物の役目を果しうる自足的民主主義を確立する目的を有している。
 （時事年鑑）

●経済安定九原則指令
 ①一九四八（昭和二十三）年二月十八日、GHQの特別発表による指令。第二次吉田内閣。一九四八（昭和二十三）年十二月十九日の記事
 ②金融機関貸出しは経済復興に役立つものだけに制限する

●経済安定九原則指令
 ① 今回の経済復興計画がとくに目ざすところは、
 (1) 極力経費の節減をはかり、また必要であり、かつ適当なりと考えられる手段を最大限度に講じて真に総予算の均衡をはかること。
 (2) 徴税計画を促進強化し、脱税者に対する刑事訴追を迅速広範囲かつ強力に行うこと。
 (3) 信用の拡張は日本の経済復興に寄与するための計画に対するほかは厳重制限されていることを保証すること。
 (4) 資金安定実現のため効果的な計画を立てること。
 (5) 現在の物価統制を強化し、必要の場合はその範囲を拡張すること。
 (6) 外国貿易統制事務を改善し、また現在の外国為替統制を強化し、これらの機能を日本側機関に引継いで差支えなきにいたるよう意を用いること。
 (7) とくに出来るだけ輸出を増加する見地より現在の資材割当配給制度を一そう効果的に行うこと。
 (8) 一切の重要国産原料、および製品の増産をはかること。
 (9) 食糧集荷計画を一そう効果的に行うこと。
 以上の計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途を開くためには、ぜひとも実施されねばならぬものである。
 （朝日新聞）

③ ドッジラインにより一九四九（昭和二十四）年四月、一ドル二六〇円とされた
 ④ 二八五ページ参照

●もはや「戦後」ではない
 出典 昭和三十一年度経済白書
 経済企画庁編。一九五六（昭和三十一年）年発行。経済企画庁調査課が毎年作成する経済の現状と政策に関する年次報告書

●もはや「戦後」ではない
 戦後日本経済の回復の速かさには誠に万人の意表外にでるものがあった。それは日本国民の勤勉な努力によって培われ、世界情勢の好都合な発展によって育かれた。
 しかし敗戦によって落ち込んだ谷が深かったという事実そのものが、その谷からはい上るスピードを速からしめたという事情も忘れることはできない。経済の浮揚力には事欠かなかった。経済政策としては、ただ浮き揚る過程で国際収支の悪化やインフレの壁に突き当たるのを避けることに努めれば良かった。……いまや経済の回復による浮揚力はほぼ使い尽された。なるほど、貧乏な日本のごとく世界の他の国々にくらべれば、消費や投資の潜在需要はまだ高いかもしれないが、戦後の一時期にくらべれば、その欲望の熾烈さは明かに減少した。もはや「戦後」ではない。われわれはいまや異なった事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられる。そして近代化の進歩も速かにしてかつ安定的な経済の成長によって初めて可能となるのである。
 （昭和三十一年度経済白書）

【追加】朝鮮戦争までの経緯

1945年

8月上旬：米・ソ 北緯38度線による分割占領の合意

9月6日：朝鮮建国準備委員会による「朝鮮人民共和国」の建国宣言
ソ連の支持、米の反対←反共主義

9月9日：米軍の上陸→軍政を敷く

10月10日：アーノルド軍政長官が「朝鮮人民共和国」を否認する声明

9月20日：スターリンによる「北朝鮮占領方針」＝北朝鮮だけの政権組織の樹立

12月：米・英・ソの外相会議→5年後に統一政権を樹立する決定→実現されず

1947年

9月：国連総会→米の提案した統一案が採択

・朝鮮全土で中央政府樹立のための総選挙の実施

・監視のための国連「臨時朝鮮委員会」の設置

実際は南朝鮮だけの選挙→北朝鮮の反発・済州島の人民の蜂起

1948年

8月15日：李承晩を大統領とする「大韓民国」が樹立（ソウル）

9月2日：金日成を首相とする「朝鮮民主主義人民共和国」が樹立（平壤）

1950年

6月25日：北朝鮮軍が「祖国解放戦争」を名目に38度線を越える←ソ連・中国の承認
米軍の仁川上陸（マッカーサー）→38度線を越えて侵攻
中国が人民解放軍を投入→38度線付近で膠着状況

1953年

7月27日：休戦協定

「戦争がついに終結 占領の時代」始まる

日本の降伏で戦争は終わった。日本は連合国軍の占領下に置かれ、アメリカ主導のもと、民主主義国家へと変容していった。

軍国主義から民主主義へ GHQによる占領政策

1945年8月15日正午、昭和天皇はラジオで国民に敗戦を告げ、玉音放送、真珠湾攻撃から約4年にわたる長い戦争が終わった。日本政府は国体護持(天皇制の維持)に固執したが、広島・長崎への原爆投下やソ連の参戦もあり、ついにポツダム宣言を受諾、連合国に無条件降伏したのである。

8月末から連合国軍が次々に進駐を開始し、9月2日には降伏文書に調印。日本は正式に連合国軍の占領下に置かれた。以後、アメリカのマッカーサーを最高司令官とするGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)により、アメリカ主導の占領政策が進められた。形式的には連合国による共同統治だったが、実質的にはアメリカの単独占領で、進駐した兵士も、そのほとんどがアメリカ軍兵士だった。

GHQは間接統治方式をとり、日本政府を通して非軍事化・民主化政策を実施していった。陸海軍をいち早く解体するとともに、戦争犯罪人を逮捕。戦争関係者を公職から追放し、財閥や多数の小作農を抱えた寄生地主制を「軍国主義」の温床として解体した。また、治安維持法を廃止して思想や宗教、政治活動の自由を確立。女性の参政権を実現させたほか、教育の民主化も進められ、小中学校は男女共学となった。その後1952年、日本はサンフランシスコ平和条約の発効で独立を回復するが、沖繩は1972年までアメリカの統治下に置かれた。

1945年

昭和 大正 明治 江戸 安土桃山 室町 鎌倉 平安 奈良 古墳・飛鳥 弥生 縄文

敗戦と連合国による占領

1945年

7月26日 連合国、ポツダム宣言発表。



米英中の3カ国の名で、日本の無条件降伏と戦後方針を示した。

8月6日 広島に原爆投下。



ソ連、日本に宣戦布告。

ソ連が日ソ中立条約を破棄して参戦し、満州や樺太、千島に侵攻。ソ連の仲介を頼みとする日本の和平工作は潰えた。

8日

9日 長崎に原爆投下。

10日 御前会議でポツダム宣言受諾を決定(国体護持が条件)。

14日 御前会議でポツダム宣言の無条件受諾を決定。

15日 ポツダム宣言受諾のラジオ放送(玉音放送)。

玉音放送のレコード奪取、宮城占拠を画策するが、15日未明に鎮圧。

28日 連合国軍、日本本土へ進駐開始。

30日 マッカーサー、厚木に到着。

9月2日 米艦ミズーリ上で降伏文書に調印。

27日 昭和天皇、マッカーサーを訪問。

10月2日 東京にGHQが設置される。

11日 マッカーサー、幣原喜重郎内閣に

五大改革指令を発する。

五大改革

- 婦人解放
- 労働組合の助長
- 自由主義教育
- 圧政的諸制度の撤廃
- 経済の民主化

20歳以上の女性に選挙権を与える。
労働者の団結権、団体交渉権、争議権を保障。
軍国主義的な教育を禁止。
財閥解体や独占禁止法制定、農地解放を実施。

1946年

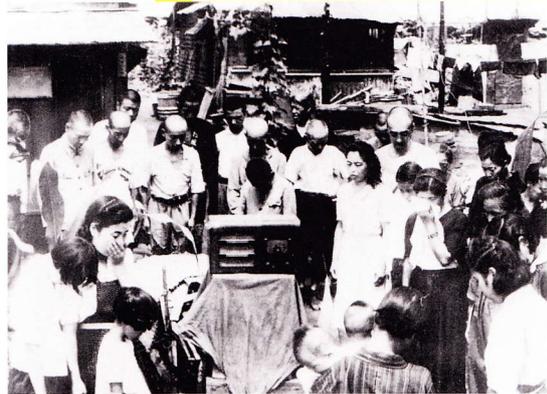
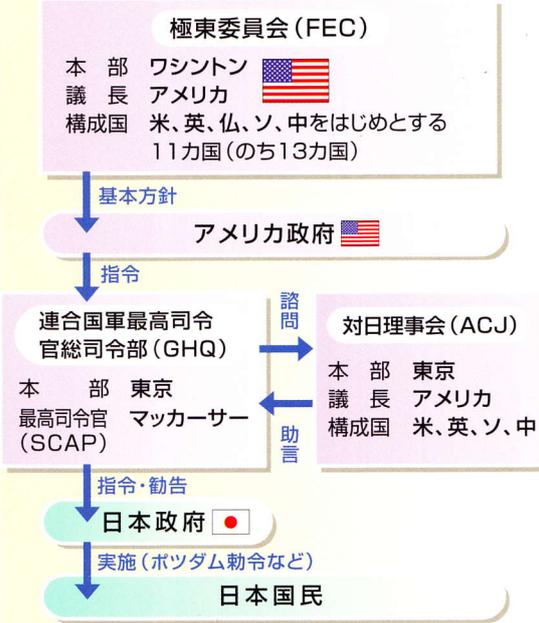
1月1日 昭和天皇による「人間宣言」。「現御神(あきつみかみ)」とされた天皇が神格を否定。

5月3日 東京裁判開廷。

→ 1948年11月25日被告に有罪判決。

東条英機ら7人が絞首刑、他18人が禁固刑となった。

日本占領の体制



玉音放送を聞き、涙を流す人びと。

人物伝 木戸幸一 [1889-1977]

昭和初期の政治家。木戸孝允の養子・孝正の子に生まれ、1916年貴族院議員となる。以後、宮中政治家として台頭し、1940年内大臣に就任。天皇の側近として実権を握り、1941年東条英機を首相に推立てた。日米開戦後、戦局の悪化とともに東条から離れて終戦工作に奔走、天皇に敗戦を「聖断」させる。戦後、A級戦犯として終身禁固刑を受けるが、のち釈放された。

日本国憲法誕生！ 新生日本のスタート

日本国憲法制定までの流れ

1945年

10月11日 マッカーサー、幣原喜重郎首相に憲法改正を示唆。近衛文麿(ふみまろ)が独自に改正に動くが、政府は無関心だった。

10月25日 憲法問題調査委員会を設置。国務大臣松本蒸治(じょうじ)を委員長に、美濃部達吉(みのべたつきち)らが改正に着手。

12月 8日 松本、憲法改正の4原則を公表。

①天皇の統治権維持、②議会の権限拡充、③国務大臣は国務全般に責任をもつ、④国民の自由と権利を保護。

1946年

1月 4日 委員会案がまとまる。

2月 1日 毎日新聞、委員会案をスクープ。

2月 8日 政府、GHQに改正案を提出。大日本帝国憲法とほとんど内容的に変化がなかった。

2月 3日

GHQ、マッカーサー3原則(天皇は国の元首、戦争放棄、封建制撤廃)に基づくGHQ案を作成開始。

2月13日 GHQ、政府改正案を拒否。GHQは政府案を破棄し、GHQ案にもとづく修正案作成を要求。

3月 2日 GHQ案をもとに政府改正案完成。自由権を法律の範囲内に制限するなどの修正をして完成したが、GHQによりさらに修正が加えられた。

4月17日 政府、憲法改正草案を発表。

10月 7日 憲法改正案が可決される。芦田均(ひとし)を委員長とする改正案委員会で修正が加えられて成立。

11月 3日 日本国憲法公布。明治節(明治天皇誕生日)を選んで公布。各地で記念祝賀会が開催された。

1947年

5月 3日 日本国憲法施行。GHQにより、東京裁判開廷1周年にあたるこの日が選ばれたという。



漢字、かな交じりのわかりやすい口語体で発表、内容的にも世論の賛同を得る。

審議のなかで国民主権が確定。また、第9条に自衛のための戦力保持に含みを残す1文を付加(芦田修正)。

1936年に完成した国会議事堂。

政党・民間団体による改正案

政府とは別に、積極的に憲法改正案の作成に取り組み、GHQ案に大きな影響を与えた。

日本共産党

「新憲法の骨子」
天皇制廃止、国民主権などを主張。

高野岩三郎

「日本共和国憲法私案要綱」
天皇制廃止、大統領を元首とする共和制採用を主張。

憲法研究会

「憲法草案要綱」
天皇を国家的儀礼専任とし、国民主権、自由権などを主張。GHQに高い評価を受ける。

民主化の象徴となった日本国憲法。だが、「主権在民」「平和主義」「基本的人権の尊重」の3原則は、GHQが考えたものだった。

紆余曲折を経て誕生した日本国憲法

1945年10月、幣原喜重郎内閣はGHQの指示を受け、国務大臣松本蒸治を委員長に「憲法問題調査委員会」を設置、大日本帝国憲法の改正に乗り出した。しかし、憲法改正を民主化の重要課題とするGHQに対し、政府も学者らもその必要性を感じていなかった。

その後、委員会は1946年初めまでに改正草案をまとめた。しかし、天皇の統治権を基本的に容認するなど、旧憲法とほとんど変わらない内容だった。一方で、マッカーサーはGHQによる改正案作成に踏み切る。委員会の草案が新聞にスクープされ、そのあまりの保守性に政府を見限ったのである。

1946年2月、GHQは政府が提出した改正案を却下。「象徴天皇制、戦争放棄、基本的人権の尊重」を掲げたGHQ案をつきつけ、これをもとに新たな改正案を作るよう政府に迫った。

政府は民主化を徹底するGHQ案に戸惑ったものの、GHQに強硬に主張されれば、受け入れるしかなかった。このころ、各国から天皇の戦争責任を追及する声が高まっており、反面、円滑な占領政策に天皇を必要としたマッカーサーとしては、是が非でも要求を飲ませる必要があったのだ。

1946年4月、政府はGHQ案に基づく憲法改正草案を発表。議会の審議を経て、11月3日に「日本国憲法」として公布され、翌1947年5月3日に施行された。こうして日本は、民主主義国家として新たなスタートを切ったのである。

昭和天皇 [1901-1989]

第124代天皇(在位1926~89年)。名は裕仁(ひろひと)。大正天皇の第1皇子として生まれ、1926年に皇位を継ぐ。二・二六事件では反乱軍鎮圧を強く主張。1941年御前会議は対米英開戦を決定。1945年原爆投下、ソ連参戦に至り、天皇は降伏を決定した。戦後は「人間宣言」により自ら神格を否定し、「象徴天皇」として平和外交に努めた。